

(続紙 1)

京都大学	博士 (教育学)	氏名	片畑 真由美
論文題目	主体機能の顕現に関する心理臨床学的研究 —イメージ体験における身体感覚の視点から—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、心理臨床事例Aで見られた「したいことが“ない”」「箱庭のアイテムを砂箱の中で置くことができない」という現象から、従来は心理臨床面接で自明なものとされている「クライアントが自らのイメージを表現すること」は、自明ではないのではないかという疑問を基に、そもそも「心理臨床面接において、クライアントが自分のイメージを表現する」ことにはどういう意味があるのかということについて検討を行うことを目的とした。</p> <p>まず第I章では、心理臨床事例Aで見られた現象に即して「箱庭制作」に焦点を当てて、調査による数量的検討を行うことにした。その際、箱庭制作において、アイテムを置く位置を決めるには「ぴったりとした感覚」(ぴったり感)が重要であり、その感覚には「身体感覚」が影響しているのではないかと考えた。具体的には調査①を用いて「箱庭制作体験に触覚はどのように影響をしているか」を数量的に調べた結果、「ぴったり感には触覚が影響を及ぼしていること」「箱庭制作は制作者の“内的体験”が基準になっていること」が明らかになった。</p> <p>それを踏まえて、第II章では制作者の「内的体験」をより詳細に検討するために、「イメージで箱庭を作り、それを実際に作る」という調査②を行うことで、そこで起きたことを「調査事例」として考察することにした。その結果、調査事例aから、「ぴったり感」とは「外部のモノと内的感覚の一致によるものではなく、自分の内的感覚を探るプロセス」によって感得される感覚ではないかと考えられた。そこで重要なのは、「モノに独自の意味付けをするプロセス」であり、その「機能」であると考えられた。このことから、「外界やモノに独自の意味付けをする機能」を主体の「機能」と考え、本論文では「主体機能」と名付けることにした。</p> <p>第III章では、「主体機能」にとって「身体感覚」はどのような役割を果たしているのかを調べるために、調査事例bの検討を行うことにした。その結果、身体感覚を考える際には、物理的な感覚器官である「実際の身体感覚」と内的に感じる「身体感覚イメージ」の二つの視点が重要であると考えられた。そして、主体と身体感覚との密接な関係から、身体感覚は「主体機能」が顕現するその基礎になっているのではないかと考えられた。</p> <p>さらに第IV章では「主体機能」という視点を洗練させるために、調査事例cを取り上げた。調査事例cでは、自分の意図とは離れて、自律的にイメージが進んでいく現象が見られたことから、主体機能の現れとは「受動的にイメージを体験し、それを主体的に位置づけなおすプロセス」ではないかと考えられた。</p> <p>第V章では、これまでの章から得られた視点を心理臨床事例Aの面接過程に沿って再検討することにした。その結果、まず心理臨床面接プロセスにおいて、クライアントは主体を表現する媒体として言葉を機能させていくこと、そして発した言葉を通して、主体を捉える体験をすることが考えられた。次に、クライアントは身体症状として「実際の身体感覚」が活性化している状態であり、主体機能を賦活させる役目を担うことができなかつたのではないかとという仮説が考えられた。</p> <p>さらに第VI章では「主体機能の現れおよび賦活化は、心理臨床面接で生まれる人間関係の要因により促進できるか」という仮説を検討するために、心理臨床事例Bを</p>			

取り上げた。その結果、身体症状について「言葉」にすること自体が、身体感覚イメージを作り主体機能を賦活化させていくプロセスになり得ることが想定された。そして面接で「言葉」にすること自体が、クライアントの世界を区切り、同時に区切られた自分を対象化する過程となり、結果として「他人」を代表するセラピストとも繋がる通路を作ることにもなっていたと考えられた。

以上をまとめて、心理臨床面接においてクライアントが自分のイメージを表現することは、「他者と繋がると同時に、他者とは違う自分を実感すること」であり、その上で「他者とのつながりを求めるようになること」という体験であると考えられた。つまり、心理臨床面接においてはクライアントの世界を区切り、他者とつながる主体を機能させていくことが、心理臨床面接の核になるのではないかと考えられた。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、心理臨床事例の中で「したいことがない」「箱庭のアイテムを砂箱の中で置くことができない」「イメージを表現することができない」という本来なら自明であることができないクライアントたちに出会ったことにより、「そもそもイメージを体験し表現することは、人間にとってどのような意味があり、なぜ治療的に働くのか」を研究したものである。その働きとメカニズムを論じたところに、本論文のオリジナリティーがあり、評価できるところである。

まず調査の中で箱庭制作体験を取り上げ、「砂やアイテムを触る」かどうかという触覚の条件を設定し検討したが、①触覚を媒介した方が箱庭制作での「ぴったり感」を体験し、よりイメージ通りであると感じること②アイテムの触覚はイメージの明確さを高めること③砂の触覚は満足感を高め、動的で開放感を強めることが示された。このことにより、イメージを体験することが、「身体感覚」と不可分に結びついていることを箱庭制作体験を用いて指摘しており、興味深い考察を導いている。

さらに調査研究から、①アイテムの位置は瞬間的に決定されること②選んだ位置以外にアイテムを移動されると違和感としか言えないような実感があること③視覚や触覚などの五感の影響によってイメージ場面で感じていた感覚が変化することが報告された。これは、箱庭制作においては触覚や視覚のような分化した五感が大きな影響を及ぼしていることや、それ以前に未分化な体感と極めて主観的な感覚が基にあることを示唆しており、非常に意義ある知見となっている。

それからこの調査から事例を抽出して進めた研究では、箱庭制作でアイテムを選び置くということは、外的な何かを目安に決めていくというよりも、自分の中でじっくり、ぴったりまたは違和感のないところを探っていくという内的過程であることを見出している。このことは、身体感覚が外的なものに接触することで起きる五感のみならず、イメージとしての身体感覚が内的に存在していることを示し、身体感覚イメージという主観的な実感を伴う体験が存在していることを見出した。それも、本論文の有意義な考察となっている。また触覚という感覚は、自己と他者を分け、自己像を育て、イメージを作る基礎となる最も古い感覚であり、生きる上で最重要で基本的なものであることも示され、後の身体感覚を意味づける主体機能となる知見を得ている。このことからさらに研究を進展させていったという意味で、高く評価できるものである。

つぎに調査事例から得られたイメージの動きと表現しようとする主体の観点から、①主体には、主体にとって十全な表現をしようとする主体機能があるということ②主体の機能とは、自律的なものが多く、意識としては受動的に感じることも多いこと③イメージ体験において、ぴったりとした感覚を得るためには、身体感覚イメージが重要になってくることが示された。さらにその「身体感覚イメージ」と「実際の身体感覚」とが互いに働き合うプロセスが、主体を機能させていくという独創的な考察へと導いている。

もともと「遊ぶものが選べない」「箱庭が置けない」などの現象を持ったクライアントたちの心理臨床事例から端を発した研究であるが、その中でもある事例のクライアントにおいて、身体感覚の不確かさや感得しにくさが、主体の機能のしにくさにつながり、何かを表現することの困難さにつながっていることを示し得たことも、価値ある知見である。そのことからさらに進めて、心理臨床面接の経過を辿っていくことで、心理療法の中で主体が機能するためには、根本的かつ身体感覚的なやり取りから再構成される必要があるという秀逸な考察へとつながっている。その考察を生かしながら、心理面接を振り返ってみると、セラピスト・クライアント関係を基にし、お互いの身体感覚から深め合ったプロセスを通して、改めて2人で身体感覚を軸にした実感のある言葉を共有することが可能となり、面接後期での言葉による表現（コミュニケーション

ョン) が成立するまでに回復した。

また他の事例では、面接初期にコミュニケーションが成立しにくかったが、自身の身体の不調について意味づけが行われて、心理臨床面接を通してクライアントはセラピストと感覚を共有できるまでに成長し、自分の軸ができたと述べるまでに力がついた。いずれの事例においても、イメージを表現する以前に、クライアントはいかに主体が機能できるかが重要であり、そのためには身体感覚レベルでの実感をいかにセラピスト・クライアント関係の中で共有していくか、つまり身体感覚レベルでのコミュニケーションを可能にしていくかが鍵となる。そしてセラピスト・クライアント間での主体機能を賦活させるプロセスが治療上のポイントなることを示した。このように、考察内容と心理臨床実践における治療との関連が見事に示唆し得たことは、心理臨床学において大きな功績だと言える。

なお試問において、論じることが難しいテーマであるが故に、今後の様々な課題も指摘され、また調査研究と臨床実践研究との関連がやや弱いとの指摘を受けたが、しかし、このような指摘は本研究のさらなる発展や臨床実践への応用と貢献という視点において、本研究の価値をいささかも下げるものではない。

よって本論文は博士(教育学)の学位論文として価値あるものと認める。また平成26年2月12日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： _____ 年 _____ 月 _____ 日以降